

「農業委員」「農地利用最適化推進委員」を公募します

☎農業委員会 ☎22-1256

市と農業委員会では、令和5年7月19日の任期満了に伴い、「農業委員」および「農地利用最適化推進委員」を公募します。農地利用の最適化を推進し、地域農業の発展を図るため、熱意と行動力のある方の応募をお願いします（年齢・性別は問いません）。

なお、募集形態は立候補または推薦で、委員の兼務はできませんのでご注意ください。



	農業委員	農地利用最適化推進委員																				
業務内容	・委員会で、農地の売買や貸借などの権利移動について審議し許可の決定を行います。農地転用の審議をします（許可は宮城県）。 ・市全体での、農地利用の最適化を推進します。	・担当地域を持ち、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する現場活動を農業委員と連携して行います。																				
身分	特別職の非常勤職員	特別職の非常勤職員																				
募集人数	13人	14人（各地区割りの人数は次のとおり）																				
選考地区	市内全地区	<table border="1"> <tr> <td>白石（旧町内）</td> <td>1人</td> <td>越河</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>斎川・大平</td> <td>2人</td> <td>大鷹沢</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>白川</td> <td>1人</td> <td>三住・蔵王・不忘・川原子</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>福岡蔵本・長袋・八宮</td> <td>2人</td> <td>福岡深谷</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>小原</td> <td>1人</td> <td>計</td> <td>14人</td> </tr> </table>	白石（旧町内）	1人	越河	2人	斎川・大平	2人	大鷹沢	2人	白川	1人	三住・蔵王・不忘・川原子	1人	福岡蔵本・長袋・八宮	2人	福岡深谷	2人	小原	1人	計	14人
白石（旧町内）	1人	越河	2人																			
斎川・大平	2人	大鷹沢	2人																			
白川	1人	三住・蔵王・不忘・川原子	1人																			
福岡蔵本・長袋・八宮	2人	福岡深谷	2人																			
小原	1人	計	14人																			
応募資格	<p>次の①～④の要件をすべて満たしている方</p> <p>①白石市に住所を有する方 ②農業に関する見識を有する方 農業以外で公平な判断ができる中立的立場の方（農業委員1人） ③職務を適切に行うことができる方 ④推薦の場合は、3人以上からの推薦が必要（団体推薦は代表者のみで可）</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 																					
任期	令和5年7月20日～令和8年7月19日まで（3年間）																					
報酬（月額）	27,100円（基本額）	23,600円（基本額）																				
募集期間	1月27日（金）～2月28日（火）																					
応募方法	2月28日（火）までに、農業委員会に備え付けている応募用紙に必要事項を記入し、持参または下記へ郵送してください（当日消印有効）。用紙は、市のホームページからもダウンロードできます。 〈提出先〉白石市農業委員会 〒989-0232 白石市福岡長袋字陣場が丘12-13																					
選考方法	選考委員会による候補者の審査後、市長が市議会の同意を得て任命します。	選考委員会による候補者の審査後、農業委員会が委嘱します。																				

償却資産の申告を忘れずに！

☎税務課固定資産税係 ☎22-1313

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）も課税対象になります。事業を営む目的で機械や備品などの資産を所有している、または市内事業者に資産を貸し付けている個人・法人の方は、地方税法の規定により、1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。固定資産台帳や減価償却費内訳表などを必ずご確認の上、期限までに申告書を提出してください。昨年申告された方には申告書を郵送していますが、用紙が届いていない方や新たに事業を始めた方はご連絡ください。償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告してください（申告書備考欄に記入してください）。

●申告期限 1月31日（火）

●マイナンバーの記入

マイナンバー12桁（法人は13桁）を申告書の所定の欄に記入してください。なお、個人の方が申告書を窓口に提出する場合は、マイナンバーの確認と本人確認を行いますので、6ページの「本人確認書類などのご用意を」をご覧ください。必要書類をお持ちください。

●よくある質問

Q. 個人でも申告する必要がありますか？

A. 個人・法人にかかわらず、不動産賃貸業や農業など、事業を営み、資産がある場合は申告が必ず必要です。

Q. 申告対象となる資産が分かりません。

A. 減価償却資産明細書または固定資産台帳をご確認ください。申告対象となる資産は、その中から固定資産税が課税される家屋、自動車税および軽自動車税が課税される自動車などを除いたものにおおむね一致します。

Q. 資産に増減がありませんが申告は必要ですか？

A. 資産に増減がなくても、毎年申告書の提出は必要です。備考欄に「増減なし」と記入して申告してください。

Q. 太陽光発電設備は、申告が必要ですか？

A. 10kw以上の太陽光発電設備は、申告が必要です。

●償却資産の対象となる主な資産例（業種別）

業種	資産の名称
全業種共通	受変電・自家発電・太陽光発電等の電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、駐車場舗装（アスファルト）、門・塀、看板、広告設備、エアコン、内装（テナントが施工したもの）など
一般事業（事業所）	応接セット、キャビネット、ロッカー、パソコン、金庫、コピー機、エアコンなど
不動産賃貸業（アパート・駐車場など）	屋外の給排水ガス設備、駐車場舗装、門・塀、エアコン、自転車置き場、屋外灯、駐車場用機械設備等、その他屋外の設備など
小売店・飲食店	レジスター、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、陳列棚、ガスレンジ等の厨房用品、エアコン、看板、自動販売機、内装（テナントが施工したもの）など
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機、エアコンなど
ガソリンスタンド	独立キャノピー、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除外設備、屋外照明設備、給油装置、洗車装置、ホイールバルンサー、コンプレッサーなど
建設業	ブルドーザー・スイーパー等建設用大型特殊自動車、堀削機、測量機器など
理容・美容業	理美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、テレビ、エアコン、レジスター、サインポール、内装（テナントが施工したもの）など
病院	ベッド、手術台、X線装置等の医療用機器、エアコン、給食用厨房用品、看板、内装（テナントが施工したもの）など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
自動車修理業	測定・検査工具、舗装路面、施盤、プレス、圧縮機など
娯楽業	パチンコ・スロット台、テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場ネット設備、テニスコートなど
印刷業	各種製盤機および印刷機、裁断機、製本設備など
農業・畜産業	代かき機、乾燥機、サイロ、草刈機、堆肥散布機、搾乳機など